

「札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例」
及び「札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条
例施行規則」の一部改正（素案）について

調査結果に係る参考資料

令和5年（2023年）10月

札幌市建設局総務部自転車対策担当課

● 路上及び公共駐輪場等の実態調査（令和3年度調査）

現状の自転車等の利用実態を把握するため、指定区域内に自転車等を駐輪する方を対象としたアンケート調査を実施しました。

- 下表のとおり、「事務所」を目的施設とする駐輪は、特に駐車場整備地区ではピーク時の駐輪台数が非常に多く、駐輪時間も長い傾向があります。また、駐輪頻度も多いことが確認できました。
- 「飲食店」を目的施設とする駐輪は、特に駐車場整備地区ではピーク時の駐輪台数が比較的多く、駐輪時間も長い傾向があります。

表 公共駐輪場等における目的施設の用途ごとの利用状況

目的施設 の用途	ピーク時駐輪台数		平均駐輪時間		平均駐輪頻度	
	駐車場 整備地区	地下鉄駅	駐車場 整備地区	地下鉄駅	駐車場 整備地区	地下鉄駅
小売店舗	1,497 台	667 台	3 時間	2 時間	1 日/週	2 日/週
銀行等	38 台	18 台	—	—	—	—
遊技場等 (ぱちんこ屋 を除く。)	129 台	46 台	4 時間	—	1 日/週	—
ぱちんこ屋	—	—	—	—	—	—
事務所	4,324 台	739 台	9 時間	8 時間	5 日/週	4 日/週
飲食店	505 台	53 台	6 時間	4 時間	3 日/週	2 日/週

※表中「—」は、アンケート調査において回答が得られなかった項目。

- 下図のとおり、駐輪後の徒歩移動の距離に注目すると、駐車場整備地区では「200～300m」、地下鉄駅では「100m未満」において、移動距離ごとの利用者の割合（累計）が50%を超えており、各指定区域で徒歩移動の距離が異なることを確認しました。

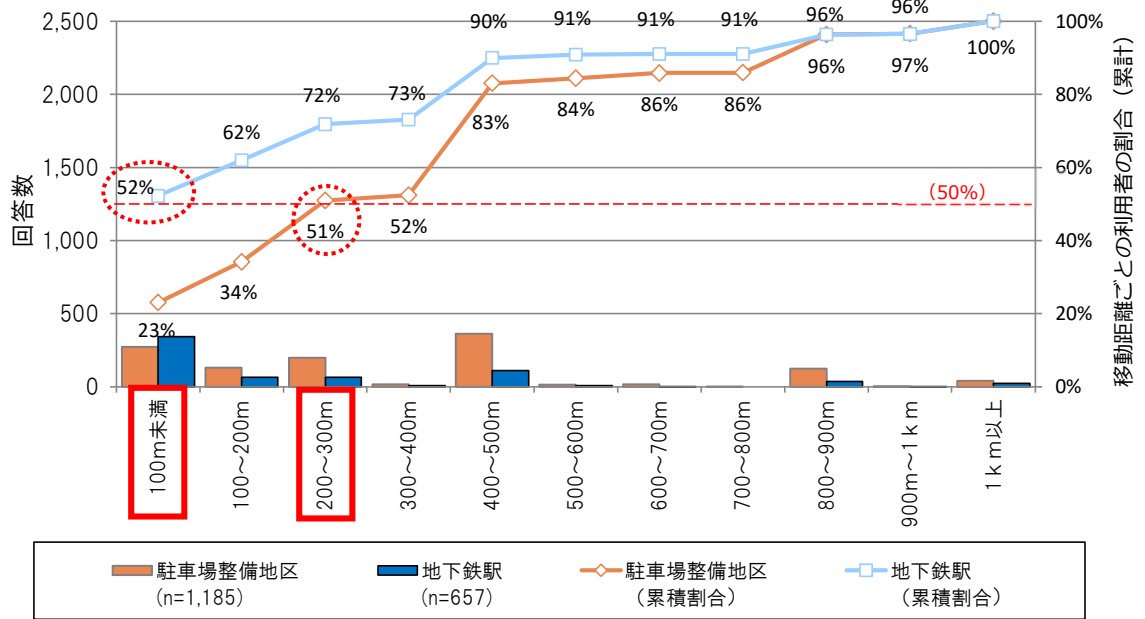
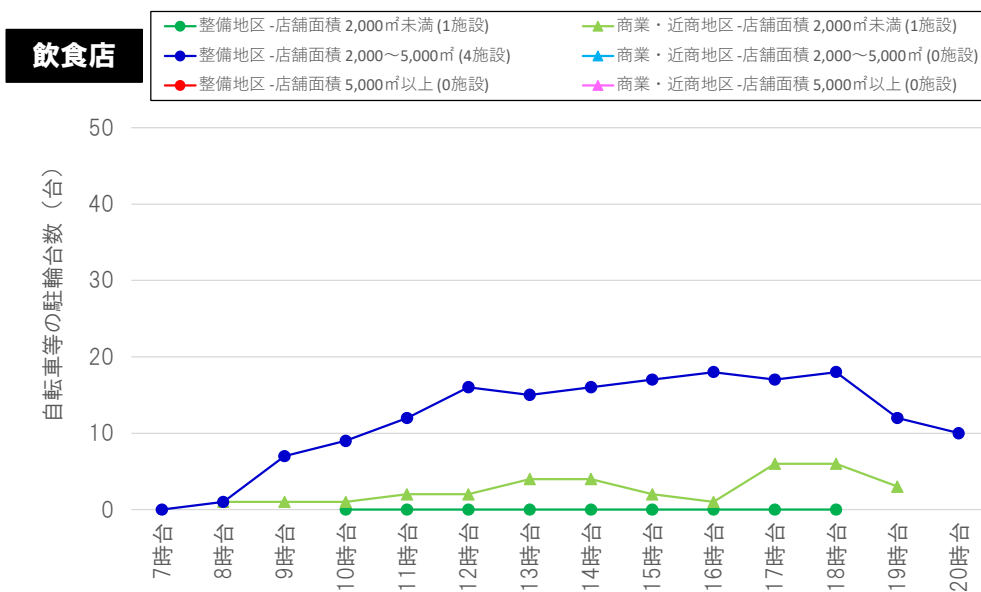
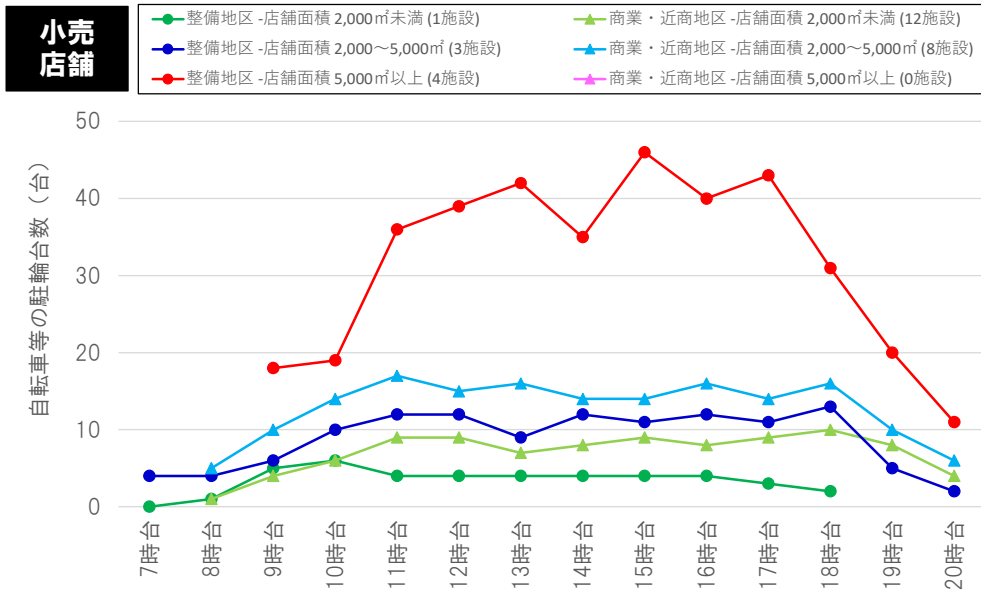


図 駐輪後の目的施設への徒歩移動の距離（令和3年度調査）

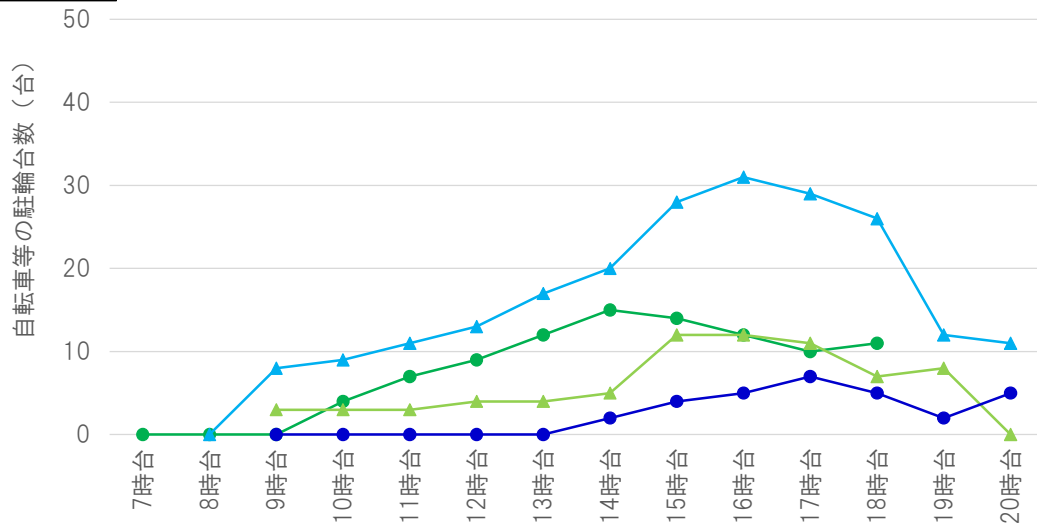
●民間施設に設置されている駐輪場の実態調査（令和4年度調査）

路上及び公共駐輪場等の実態調査（令和3年度調査）の結果を踏まえて、現行条例における設置義務対象施設に、一定の駐輪需要を生じさせると考えられる「事務所」及び「飲食店」を調査対象に加え、民間施設に設置されている駐輪場の実態調査を実施しました。



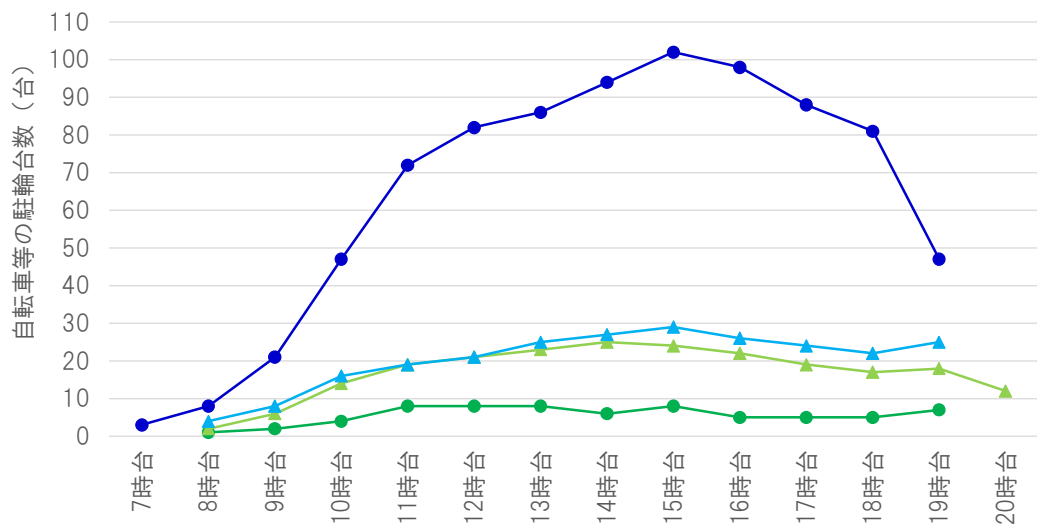
**遊技場
(ぱちんこ屋
を除く。)**

- 整備地区-店舗面積 2,000㎡未満 (1施設)
- 整備地区-店舗面積 2,000～5,000㎡ (1施設)
- 整備地区-店舗面積 5,000㎡以上 (0施設)
- ▲ 商業・近商地区-店舗面積 2,000㎡未満 (1施設)
- ▲ 商業・近商地区-店舗面積 2,000～5,000㎡ (3施設)
- ▲ 商業・近商地区-店舗面積 5,000㎡以上 (0施設)

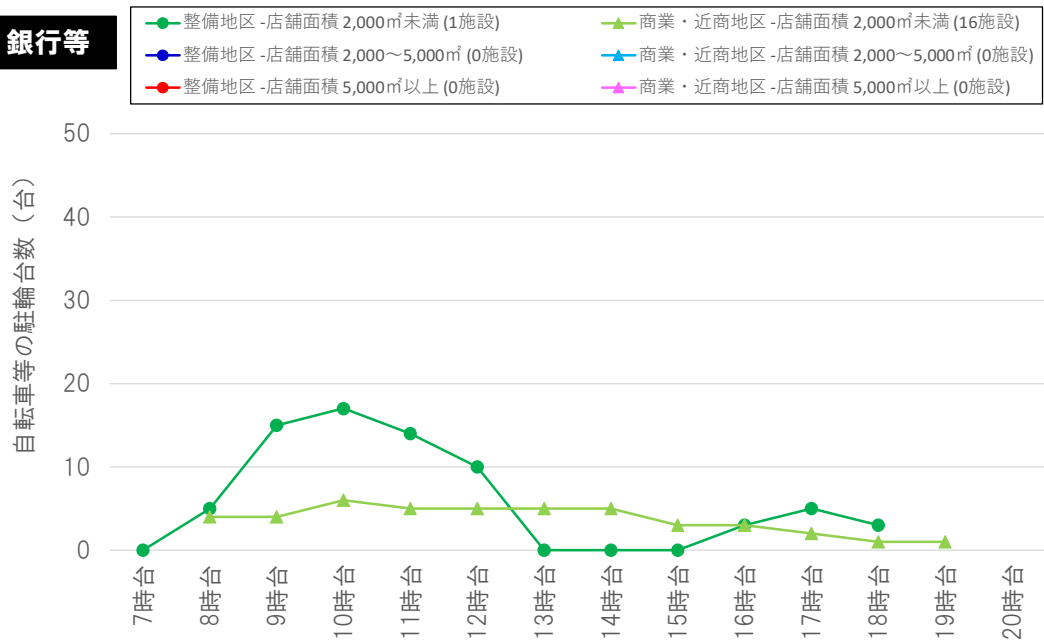


ぱちんこ屋

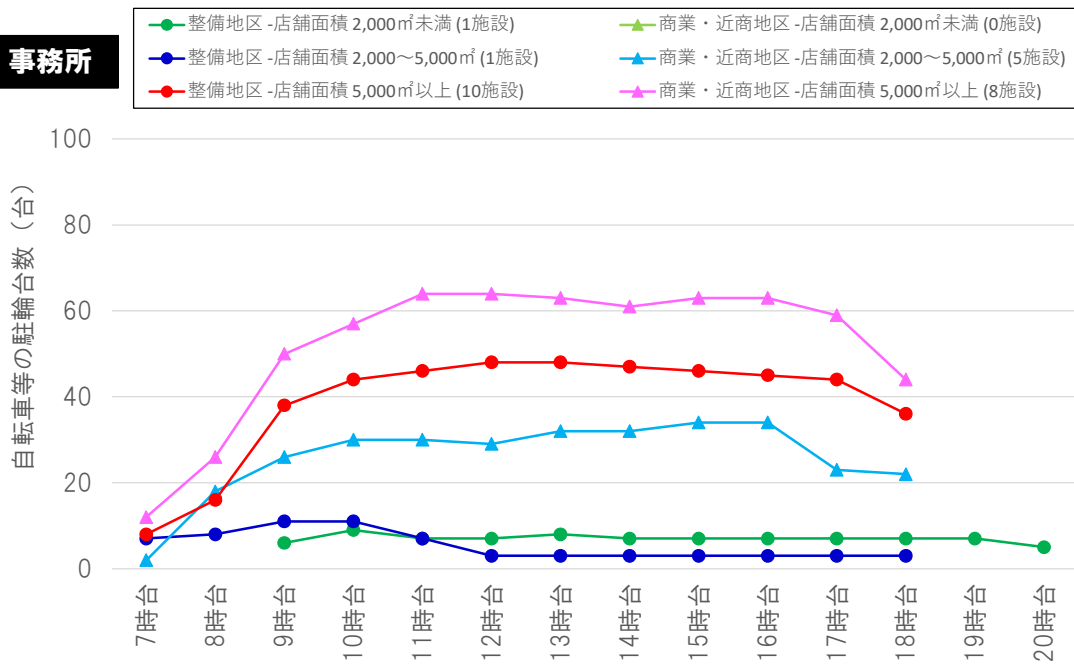
- 整備地区-店舗面積 2,000㎡未満 (1施設)
- 整備地区-店舗面積 2,000～5,000㎡ (3施設)
- 整備地区-店舗面積 5,000㎡以上 (0施設)
- ▲ 商業・近商地区-店舗面積 2,000㎡未満 (18施設)
- ▲ 商業・近商地区-店舗面積 2,000～5,000㎡ (7施設)
- ▲ 商業・近商地区-店舗面積 5,000㎡以上 (0施設)



銀行等



事務所



- 「小売店舗」が生じさせる駐輪需要と現行条例の原単位と比較したところ、駐輪需要の方が少ない傾向にあることが分かりました。
- 「遊技場等（ぱちんこ屋を除く。）」及び「ぱちんこ屋」は、調査対象施設数が少なく、指定区域ごとに統計的な駐輪需要を算定することは困難であるため、全体の駐輪需要と現行条例の原単位を比較したところ、駐輪需要の方が少ない傾向にあることが分かりました。
- 「事務所」及び「飲食店」は、現行条例では設置義務対象施設ではないものの、一定程度の駐輪需要を生じさせています。

表 施設用途ごとの駐輪需要（令和4年度調査）

（単位：m²/台）

施設用途	指定区域	調査対象 施設数	施設用途ごとに〔店舗等面積の合計〕を〔ピーク時駐輪台数の合計〕で除した数値 ^{※1}		現行条例 の原単位
			指定区域ごと	全 体	
小売店舗	駐車場整備地区	8	232	200	145
	上記以外の 商業地域・近隣商業地域	26	163		45
銀行等	駐車場整備地区	2	139	(123) ^{※2}	70
	上記以外の 商業地域・近隣商業地域	16	(121) ^{※2}		—
遊技場等 (ぱちんこ屋 を除く。)	駐車場整備地区	3	243	172	140
	上記以外の 商業地域・近隣商業地域	7	161		
ぱちんこ屋	駐車場整備地区	4	34	59	30
	上記以外の 商業地域・近隣商業地域	27	70		
事務所	駐車場整備地区	15	252	238	—
	上記以外の 商業地域・近隣商業地域	16	209		—
飲食店	駐車場整備地区	9	133	138	—
	上記以外の 商業地域・近隣商業地域	9	165		—

※1 施設用途ごとの駐輪需要を表す数値（数値が大きいほど、駐輪需要は少ない）であり、改正後の原単位の算定根拠とします。

※2 駐車場整備地区以外の商業地域・近隣商業地域における「銀行等」については、自転車等の大量の駐輪需要を生じさせる規模の施設が存在せず、小規模の施設のみを対象として調査を行いました。このため、当該調査により算定した銀行等の駐輪需要は、参考値となります。

【参考】札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例（現行）

平成13年10月2日条例第30号

札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「法」という。）第5条第4項の規定に基づき、自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設における自転車等駐車場の設置等について定めることにより、市民の生活環境の保全と都市機能の維持を図り、もって良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

（定義等）

第2条 この条例において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。
- （2）自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- （3）銀行等 銀行法（昭和56年法律第59号）第4条第1項に規定する銀行及び信用金庫をいう。
- （4）遊技場等 ぱちんこ屋、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第8号に規定する営業を行うための施設、カラオケボックス、ボーリング場及びこれらに類する施設で規則で定めるものをいう。

（指定区域）

第3条 法第5条第4項の条例で定める区域（以下「指定区域」という。）は、次の区域とする。

- （1）駐車場法（昭和32年法律第106号）第3条第1項の駐車場整備地区
- （2）都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の近隣商業地域及び商業地域のうち前号に規定する区域を除く区域
（施設の新築の場合の自転車等駐車場の設置）

第4条 次の表アの項に掲げる区域内において、同表イの項に掲げる施設を新築しようとする者は、同項に掲げる施設である部分の店舗面積をそれぞれ同表ウの項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（以下「基準数値」という。）が20以上である場合においては、基準数値以上の台数の自転車等が駐車することができる規模を有する自転車等駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に設置しなければならない。

ア	前条第1号に規定する区域		前条第2号に規定する区域	前条各号に規定する区域のうちいずれかの区域	
イ	小売店舗	銀行等	小売店舗	遊技場等（ぱちんこ屋を除く。）	ぱちんこ屋
ウ	145平方メートル	70平方メートル	45平方メートル	140平方メートル	30平方メートル

2 前項の店舗面積の算定方法は、規則で定める。

（施設の新築の場合の自転車等駐車場の設置）

第5条 指定区域内における施設の新築であって、当該新築部分の全部又は一部が前条第1項の表イの項に掲げる施設であるものをしようとする者は、当該新築後の施設（当該施設のうち当該施設の敷地が指定区域となる日前に建築された部分、第9条第1項又は第2項の規定により前条又はこの条の規定の適用がないものとして新築し、又は新築した部分及びこの条例の施行の日から起算して3月を経過する日までの間に新築又は新築の工事に着

手した部分を除く。)をすべて新築したものとみなして前条の規定により算定した基準数値が20以上である場合においては、基準数値以上の台数の自転車等が駐車することができる規模を有する自転車等駐車を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に設置しなければならない。

(施設の敷地が指定区域の内外にわたる場合等の措置)

第6条 第4条第1項の表イの項に掲げる施設の敷地が指定区域の内外にわたる場合は、当該施設の全部について前2条の規定を適用する。

2 小売店舗の敷地が第3条第1号に規定する区域及び同条第2号に規定する区域にわたる場合は、当該小売店舗である部分の全部について同条第2号に規定する区域内の小売店舗に関する前2条の規定を適用する。

3 銀行等の敷地が第3条第1号に規定する区域及び同条第2号に規定する区域にわたる場合は、当該銀行等である部分の全部について同条第1号に規定する区域内の銀行等に関する前2条の規定を適用する。

(自転車等駐車場の構造及び設備)

第7条 第4条又は第5条の規定により設置される自転車等駐車場の構造及び設備は、市長が別に定める技術的基準に従い、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものでなければならない。

(設置の届出)

第8条 第4条又は第5条の規定により自転車等駐車を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も、同様とする。

(適用の除外等)

第9条 この条例の施行の日後指定区域以外の区域が新たに指定区域となった場合において、当該指定区域となった日から起算して6月を経過する日までの間に、施設の新築又は増築(当該新築又は増築に係る部分の全部又は一部が小売店舗又は遊技場等であり、かつ、その敷地の全部又は一部が当該新たに指定区域となった区域内にあるものに限る。)の工事に着手した者については、第4条及び第5条の規定(小売店舗又は遊技場等に係る部分に限る。)は、適用しない。ただし、当該指定区域となった日前から引き続き当該施設の敷地の一部が指定区域である場合は、この限りでない。

2 この条例の施行の日後第3条第1号に規定する区域以外の区域が新たに同号に規定する区域となった場合において、当該区域となった日から起算して6月を経過する日までの間に、施設の新築又は増築(当該新築又は増築に係る部分の全部又は一部が銀行等であり、かつ、その敷地の全部又は一部が当該新たに同号に規定する区域となった区域内にあるものに限る。)の工事に着手した者については、第4条及び第5条の規定(銀行等に係る部分に限る。)は、適用しない。ただし、当該同号に規定する区域となった日前から引き続き当該施設の敷地の一部が同号に規定する区域である場合は、この限りでない。

3 この条例の施行の日後第3条第1号に規定する区域が同条第2号に規定する区域に変更された場合において、当該変更された日から起算して6月を経過する日までの間に、施設の新築又は増築(当該新築又は増築に係る部分の全部又は一部が小売店舗であり、かつ、その敷地の全部又は一部が当該同号に規定する区域に変更された区域内にあるものに限る。)の工事に着手した者については、当該新築又は増築に係る小売店舗の全部が同条第1号に規定する区域に存するものとみなして、第4条及び第5条の規定を適用する。ただし、当該変更された日前から引き続き当該施設の敷地の一部が第3条第2号に規定する区域である場合は、この限りでない。

4 この条例の施行の日後指定区域以外の区域が新たに第3条第2号に規定する区域となった場合において、当該区域となった日から起算して6月を経過する日までの間に、施設の

新築又は増築（当該新築又は増築に係る部分の全部又は一部が小売店舗であり、かつ、その敷地が当該新たに同号に規定する区域となった区域及び同条第1号に規定する区域にわたるものに限る。）の工事に着手した者については、当該新築又は増築に係る小売店舗の全部が同条第1号に規定する区域に存するものとみなして、第4条及び第5条の規定を適用する。ただし、当該第3条第2号に規定する区域となった日前から引き続き当該施設の敷地の一部が同号に規定する区域である場合は、この限りでない。

（自転車等駐車場の管理）

第10条 第4条又は第5条の規定により設置された自転車等駐車場の所有者又は管理者は、当該自転車等駐車場をその目的に適合するように管理しなければならない。

（立入検査）

第11条 市長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、施設若しくは自転車等駐車場の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして施設若しくは自転車等駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときにはこれを提示しなければならない。

（措置命令）

第12条 市長は第4条、第5条、第7条又は第10条の規定に違反した者に対して、相当の期間を定めて自転車等駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（罰則）

第14条 第12条の規定による市長の命令に従わなかった者は、50万円以下の罰金に処する。

2 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

（1）第8条の規定に違反して届出をしなかった者

（2）第11条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

附 則

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 第4条、第5条及び第8条の規定は、平成14年7月1日以後に施設の新築又は増築の工事に着手する者について適用する。

【参考】札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例施行規則（現行）

平成14年1月17日規則第1号

札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例（平成13年条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（店舗面積の算定方法）

第2条 条例第4条第1項の店舗面積は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める用途に供する施設の部分の床面積を合計したものとする。

- （1）小売店舗 売場、売場間の通路、ショーウィンドー、ショールーム、手荷物一時預り所、店内案内所その他これらに類するもの
- （2）銀行等 営業室、ロビー、応接室、ショーウィンドーその他これらに類するもの
- （3）遊技場等 遊技室、景品交換所その他これらに類するもの

（自転車等駐車場設置（変更）届出書の提出）

第3条 条例第8条の規定による届出は、自転車等駐車場設置（変更）届出書（様式1）に自転車等駐車場の台数算定表（様式2）及び別表に規定する図面等を添えて行うものとする。

2 条例第8条の規定による届出は、自転車等駐車場を設置しようとする施設の新築又は増築が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請及び同法第18条第2項の規定による通知を必要としないものである場合を除き、これらの申請若しくは通知を行う際又は同法第77条の18から第77条の21までの規定の定めるところにより国土交通大臣若しくは都道府県知事が指定した者に対して同法第6条の2第1項の確認を求めに行うものとする。

（自転車等駐車場等立入検査証）

第4条 条例第11条第2項に規定する証明書は、自転車等駐車場等立入検査証（様式3）とする。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

別表

図面等の種類		表示内容
施設	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物並びに施設の位置
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における施設の位置、届出に係る施設と他の施設の別、敷地に接する道路の位置及び幅員、敷地内の状況等
	求積図及び面積計算書	用途別の面積
	各階平面図	縮尺、方位、間取り及び各室の用途
自転車等駐車場	配置図	縮尺、方位、位置、規模、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員、自転車等駐車場の通路及びその幅員、敷地内の状況等
	各階平面図	縮尺、方位、位置、規模、自転車等駐車場の通路及びその幅員等

備考

- 1 施設の敷地外に自転車等駐車場を設置する場合にあっては、付近見取図に当該自転車等駐車場から当該施設の敷地までの距離を記入するものとする。
- 2 市長が特に認めたときは、各図面等の表示内容の一部を省略し、又は自転車等駐車場に係る配置図若しくは各階平面図を添付しないことができる。

様式 1

自転車等駐車場設置(変更)届出書						
年 月 日						
(あて先)札幌市長						
設置者の住所及び氏名						
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕						
電話() —						
札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例(平成13年条例第30号)第8条の規定により次のとおり届け出ます。						
施設	1 施設の所在地	札幌市 区				
	2 地域・地区	<input type="checkbox"/> 近隣商業地域		<input type="checkbox"/> 商業地域		
		<input type="checkbox"/> 駐車場整備地区				
	3 主要用途		4 工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築		
	5 構造及び階数	造 地下 階・地上 階				
	6 規模等		届出部分	届出以外の部分	合計	
		敷地面積			m ²	
建築面積		m ²	m ²	m ²		
延べ面積		m ²	m ²	m ²		
対象店舗面積		m ²	m ²	m ²		
7 工事期間	着手予定日	年 月 日		完了予定日	年 月 日	
自転車等駐車場	設置台数		今回の届出部分	既存の部分	届出台数(合計)	自転車等駐車場面積
		施設内	台	台	台	m ²
		施設外	台	台	台	設置台数
		敷地外	台	台	台	自転車 台
連絡先	住所					原動機付自転車 台
	氏名		電話			合計 台
<p>注 1 変更の場合にあっては、変更しようとする事項を朱記してください。</p> <p>2 ※欄は、記入しないでください。</p>						
					※受付欄	

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 2

自転車等駐車場の台数算定表

1 施設の用途別床面積

	小売店舗	銀行等	遊技場等 (ばちんこ屋を除く)	ばちんこ屋	備考
新築又は増築部分の対象床面積	m ²	m ²	m ²	m ²	規則第2条に規定する部分の合計面積
既設部分の対象床面積(1)	m ²	m ²	m ²	m ²	既設部分のうち規則第2条に規定する部分の合計面積(条例第5条かっこ書の部分及び既設対象床面積(2)の部分を除く。)
計	① m ²	② m ²	③ m ²	④ m ²	
既設対象床面積(2)	⑤ m ²				既設部分のうち条例第9条第3項又は第4項の適用を受けた部分
対象外床面積	m ²	m ²	m ²	m ²	条例第5条かっこ書の部分及び規則第2条に規定する部分以外の部分
合計					

2 設置義務台数算定

(1) 用途別の設置台数	小売店舗 (駐車場整備地区内)	① m ² ÷ 145 =	(a) 台	(条例第9条第3項又は第4項の適用を受けることとなる場合を含む。)
	小売店舗 (上記以外の指定区域)	① m ² ÷ 45 =	(b) 台	(条例第9条第3項又は第4項の適用を受けることとなる場合を除く。)
	銀行等 (駐車場整備地区内)	② m ² ÷ 70 =	(c) 台	
	遊技場等(ばちんこ屋を除く。) (全指定区域)	③ m ² ÷ 140 =	(d) 台	
	ばちんこ屋 (全指定区域)	④ m ² ÷ 30 =	(e) 台	
(上記の計算は小数点以下第4位を切捨て)				
(2) 設置台数	$\boxed{(a) \text{ 又は } (b)}_{\text{台}} + \boxed{(c)}_{\text{台}} + \boxed{(d)}_{\text{台}} + \boxed{(e)}_{\text{台}} = \boxed{(f)}_{\text{台}} \geq 20 \text{ 台}$ の場合 1台未満の 端数切上げ			
(F) 台				
(3) 後の増築を受けた	(既設部分に条例第9条第3項又は第4項の適用を受けた部分を有する小売店舗の増築を行う場合) 小売店舗 $\boxed{(a) \text{ 又は } (b)}_{\text{台}} + \boxed{⑤}_{\text{m}^2} \div 145 = \boxed{(g)}_{\text{台}}$ (上記の計算は小数点以下第4位を切捨て) ※(2)の設置台数の算定に当たっては「(a)又は(b)」を「(g)」と読み替える。			
(4) 規模別台数	自転車	$\boxed{(F)}_{\text{台}} \times \text{ / } =$	$\boxed{\quad}_{\text{台}}$	1台未満の 端数切上げ
	原動機付自転車	$\boxed{(F)}_{\text{台}} - \boxed{(H)}_{\text{台}} =$	$\boxed{(I)}_{\text{台}}$	

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式3

(表面)

自転車等駐車場等		No. _____
立入検査証		
所 属 _____		
職 名 _____		
氏 名 _____		
生年月日	_____	年 月 日
交付年月日	_____	年 月 日 (使用期間1年)
札幌市長		印

6cm

9cm

(裏面)

この証明書を携帯する者は、札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例(平成13年条例第30号)に基づき、自転車等駐車場等の立入検査をする者です。

なお、関係条文は、次のとおりです。

札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例(抜粋)

(立入検査)

第11条 市長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、施設若しくは自転車等駐車場の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして施設若しくは自転車等駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときにはこれを提示しなければならない。